

## 古平町

第4次障がい者基本計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

古平町

# 目次

---

<b>第Ⅰ章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
4.	計画の対象	3
<b>第Ⅱ章</b>	<b>障がいのある人を取り巻く状況</b>	
1.	障がいのある人の現状	4
2.	障がい福祉サービス等の種類	6
3.	障がい福祉サービス等を実施している事業所の現状	9
<b>第Ⅲ章</b>	<b>計画の基本的な考え方【障がい者基本計画】</b>	
1.	計画の基本理念	12
2.	計画の基本目標と施策の展開	12
<b>第Ⅳ章</b>	<b>令和8年度における成果目標の設定</b>	
1.	令和8年度までの成果目標	17
<b>第Ⅴ章</b>	<b>サービスの見込量と見込量確保の方策</b>	
1.	障がい福祉サービスの見込量	22
2.	地域生活支援事業の見込量	25
3.	児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の見込量	29
<b>第Ⅵ章</b>	<b>計画の推進管理</b>	31
<b>第Ⅶ章</b>	<b>参考資料</b>	32

### 1. 計画策定の背景

国の障がい者福祉施策はこれまで、障がいのある人が必要な支援を受けることによって、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指して様々な制度の整備が行われてきました。

平成 15 年度からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であること等の課題があったことから、制度全般が見直され、平成 17 年 11 月に「障害者自立支援法」が公布、平成 18 年 4 月から施行されました。

その後国においては、平成 24 年 6 月に、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成 26 年 2 月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成 28 年 6 月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年 8 月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

令和 3 年には、医療的ケア児及びその家族が適切な支援が受けられるよう「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和 4 年には、「児童福祉法」が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が図られました。

古平町では、令和 5 年度に「第 3 次障がい者基本計画」、「第 6 期障がい福祉計画」、「第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間が終了となるため、国の基本方針を踏まえ、これまでの計画の進捗状況やサービス見込量の分析・評価を行い、「第 4 次障がい者基本計画（令和 6 年度～11 年度）」、「第 7 期障がい福祉計画（令和 6 年度～8 年度）」、「第 3 期障がい児福祉計画（令和 6 年度～8 年度）」を併せて策定し、障害福祉サービス提供体制等の総合的・計画的な整備を図ります。

# 第 I 章 計画の策定にあたって

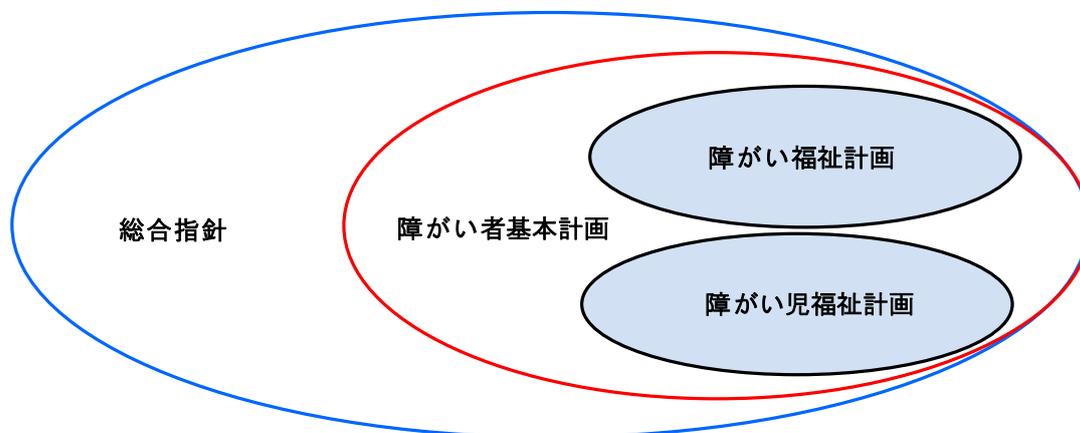
## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

「第4次障がい者基本計画」は障害者基本法第11条に基づく市町村障がい者計画として障がい者施策全般の基本的な指針を定め、「第7期障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保について示すものです。また、「第3期障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として障がい児通所支援や障がい児相談支援等の提供体制の確保について示すものです。

### (2) 関連する計画との整合性

「古平町総合指針」に定める基本方針を基に、関連計画等との整合性を図りながら計画を策定し、障がいのある人への総合的な支援を図ります。



## 3. 計画の期間

第4次障がい者基本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とします。また、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、3年ごとの計画策定が国の基本指針により定められています。このため、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

## 第 I 章 計画の策定にあたって

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画・総合指針	第5次計画（～R2）						総合指針					
障がい者基本計画	第2次計画		第3次計画						第4次計画（～R11）			
障がい福祉計画	第4期計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画			
障がい児福祉計画			第1期計画			第2期計画			第3期計画			

### 4. 計画の対象

本計画の対象は、古平町が援護すべき障がいのある人（他市町村支給決定（居住地特例）除く）とし、サービス提供体制については、古平町内でのサービス提供体制の整備を前提として策定します。

なお、本計画では、障害の「害」の字の表記について、法律用語や引用、施設名等の固有名詞以外は、可能な限り「ひらがな」での表記としています。

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1. 障がいのある人の現状

#### (1) 身体障がい

令和5年3月31日現在、古平町の身体障害者手帳所持者数は199人となっております。また、人口に占める割合は各年増減はありますが、ほぼ横ばい状態です。65歳以上の手帳所持率は人口の6.1%と減少傾向にあります。

なお、北海道全体では、人口に占める手帳所持率が5.5%であることから、古平町は手帳所持率が高いことがわかります。障がい種別では、肢体不自由58.3%、視覚障がい4.0%、聴覚障がい12.1%、音声言語障がい0.5%、内部機能障がい25.1%で肢体不自由の割合が最も多く、特に下肢機能障がいの割合が3割以上を占めております。

身体障害者手帳所持状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
18歳未満	①	0人								
18歳以上	②	302人	297人	287人	274人	259人	254人	235人	221人	199人
うち65歳以上	③	251人	250人	242人	229人	219人	214人	194人	184人	163人
総数	④(①+②)	302人	297人	287人	274人	259人	254人	235人	221人	199人
総人口	⑤	3,399人	3,316人	3,205人	3,155人	3,080人	2,963人	2,850人	2,754人	2,693人
人口に占める所持割合	④/⑤	8.9%	9.0%	9.0%	8.7%	8.4%	8.6%	8.2%	8.0%	7.4%
うち65歳以上	③/⑤	7.4%	7.5%	7.6%	7.3%	7.1%	7.2%	6.8%	6.7%	6.1%

※各年度末現在

(出典：町民課調)

#### 等級別・障がい別

	肢体不自由				視覚障がい	聴覚障害 平衡機能障がい	音声言語機能障がい	内部障がい					合計
	総数	上肢	下肢	体幹				総数	心臓	じん臓	ぼうこう直腸	呼吸器	
1級	11人	8人	0人	3人	4人	0人	0人	35人	21人	13人	0人	1人	50人
2級	26人	13人	7人	6人	1人	7人	1人	2人	0人	0人	0人	2人	37人
3級	23人	1人	15人	7人	0人	4人	0人	4人	4人	0人	0人	0人	31人
4級	39人	9人	30人	0人	0人	7人	0人	9人	1人	0人	7人	1人	55人
5級	10人	3人	7人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	13人
6級	7人	2人	5人	0人	0人	6人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	13人
合計	116人	36人	64人	16人	8人	24人	1人	50人	26人	13人	7人	4人	199人
率	58.3%	18.1%	32.2%	8.0%	4.0%	12.1%	0.5%	25.1%	13.1%	6.5%	3.5%	2.0%	100.0%

※令和4年度末現在

(出典：町民課調)

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### (2) 知的障がい

令和5年3月31日現在、古平町の療育手帳所持者数は151人となっております。また、人口に占める割合は5.6%と増加傾向にあり、65歳以上の手帳所持率は人口の1.7%。いずれも知的障がいのある人の増加が進んでいます。

北海道全体の人口に占める手帳所持率は1.3%であることから、古平町の人口に占める知的障がいの割合が多いことがわかります。

療育手帳所持状況

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
18歳未満	①	7人	6人	6人	9人	11人	10人	10人	10人
18歳以上	②	156人	155人	152人	152人	153人	147人	144人	141人
うち65歳以上	③	37人	41人	41人	45人	46人	44人	46人	45人
総数	④(①+②)	163人	161人	158人	161人	164人	157人	154人	151人
総人口	⑤	3,316人	3,205人	3,155人	3,080人	2,963人	2,850人	2,754人	2,693人
人口に占める所持割合	④/⑤	4.9%	5.0%	5.0%	5.2%	5.5%	5.5%	5.6%	5.6%
うち65歳以上	③/⑤	1.1%	1.3%	1.3%	1.5%	1.6%	1.5%	1.7%	1.7%

※各年度末現在

(出典：町民課調)

### (3) 精神障がい

令和5年3月31日現在、古平町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は16人となっております。また、精神疾患のために外来通院した際の自己負担金の一部を助成する制度である、自立支援医療（精神通院）を受給している人は、113人となっております。人口に占める割合も増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者の状況

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
精神障害者保健手帳	①	13人	12人	14人	15人	16人	17人	18人	16人
自立支援医療	②	105人	103人	111人	115人	114人	118人	116人	113人
総数	③(①+②)	118人	115人	125人	130人	130人	135人	134人	129人
総人口	④	3,316人	3,205人	3,155人	3,080人	2,963人	2,850人	2,754人	2,693人
人口に占める割合	③/④	3.6%	3.6%	4.0%	4.2%	4.4%	4.7%	4.9%	4.8%

※各年度末現在

(出典：町民課調)

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### (4) 発達障がい

発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

また、平成28年に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

## 2. 障がい福祉サービス等の種類

### (1) 障がい福祉サービスの施策体系

#### 【訪問系サービス】

種別	内容
居宅介護	障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの家事援助並びに生活全般にわたる援助(通院等介助含む)を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がいのある人等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスを包括的に行います。

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### 【日中活動系サービス】

種 別	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて、一定期間居住の場を提供し帰宅後における生活能力等の維持向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【居住系サービス】

種 別	内 容
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力・生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また必要性が認められる方については、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスが提供されます。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【相談支援】

種 別	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人を対象に、サービスの利用調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、計画作成後に計画の評価・見直し（モニタリング）を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	入所施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院等に入所している精神障がいのある人等に対して、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や関係機関との調整、地域生活に移行するための活動に関する相談等、必要な支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### (2) 地域生活支援事業の施策体系

#### 【必須事業】

種 別	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活の際に生じる社会的障壁を除くため、地域住民が障がいに対する理解を深められるよう啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人に対するボランティアの養成や活動支援等、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する事業に市町村が支援します。
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に向けた相談支援体制の充実を図り、身寄りのない障害のある人の成年後見制度の申し立てに必要な経費などを助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	小樽市及び北後志5か町村で運営支援を行っている小樽・しりべし成年後見センターの活動を通じて、成年後見制度における法人後見活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対して、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の担い手や、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成研修を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、地域における自立生活および社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。

#### 【任意事業】

種 別	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人などを一時的に預かることで、その保護者たちなどの日中活動の場や一時的な休息を提供し、また、障がいのある人たちの社会適応訓練等を実施します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な身体障がいのある人に対して、訪問により入浴サービスを行います。

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### (3) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の施策体系

#### 【障がい児通所支援等】

種 別	内 容
児童発達支援	未就学児を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、必要に応じて治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象として生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な援助を行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する児童を対象に、サービスの利用調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。また、計画作成後に計画の評価・見直し（モニタリング）を行います。

## 3. 障がい福祉サービス等を実施している事業所の現状

令和5年3月31日現在、古平町内で障がい福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等を実施している事業所は下表のとおりで、すべて社会福祉法人古平福祉会が設置しています。

### (1) 障がい福祉サービスの事業所

#### 【訪問系サービス】

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	いこいの家	歌棄町204番地9	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	—

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### 【日中活動系サービス】

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	共働の家	歌棄町204番地9	生活介護 短期入所	50人 4人
2	社会福祉法人 古平福祉会	きょうどう	浜町893番地5 古平町高齢者 複合施設「ほほ えみくらす」内	生活介護 就労継続B型	40人 40人
3	社会福祉法人 古平福祉会	みつくすベジタ	歌棄町204番地20	生活介護 就労継続B型	50人 30人
4	社会福祉法人 古平福祉会	いこいの家	歌棄町204番地9	短期入所 共生型生活介護	2人 30人
5	社会福祉法人 古平福祉会	セルフケア	浜町893番地5 古平町高齢者 複合施設「ほほ えみくらす」内	共生型自立訓練 (機能訓練)	—

### 【居住系サービス】

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	共働の家	歌棄町204番地9	施設入所支援	50人
2	社会福祉法人 古平福祉会	若者宿	町内33か所	共同生活援助 (グループホーム)	234人

## 第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く状況

### 【指定相談支援】

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	微・助っ人	浜町106番地	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	—
2	社会福祉法人 古平福祉会	児童デイ多機能型 事業所ひまわりくらぶ	浜町106番地	計画相談支援	—

### (2) 地域生活支援事業の事業所

	設置者名	事業所名	所在地	サービス種別	定員
1	社会福祉法人 古平福祉会	つどい	歌棄町204番地9	地域活動支援 センター	10人
2	社会福祉法人 古平福祉会	いこいの家	歌棄町204番地9	移動支援 生活サポート 訪問入浴支援	—
3	社会福祉法人 古平福祉会	つどい (上記1のサテライト)	浜町106番地	地域活動支援 センター	10人

## 第三章 計画の基本的な考え方【障がい者基本計画】

### 1. 計画の基本理念

古平町では、障がい者基本計画の上位計画である「古平町総合指針」において、「町民一人ひとりが元気で健やかに生活していくため、積極的に健康づくりの取組を進めるとともに、障がいのある方の社会参加につながるよう外出機会の創出に努める。」という基本方針を掲げています。

本計画では、古平町総合指針の基本理念を踏まえて、すべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりと、障がいのある方が社会生活及び地域社会の活動に積極的に参加し「いきいき健やかに暮らせるまち」を基本的な目標とします。

いきいき健やかに暮らせるまち

### 2. 計画の基本目標と施策の展開

本計画の基本理念の実現を目指し、次の基本目標とそれぞれに基本施策を掲げて各施策を展開していきます。

#### (1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を続けることが出来るように、相談支援や障がい福祉サービスをはじめとする各種サービス提供体制の確保や関係機関との連携等を図り、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる地域づくりを促進します。

##### ①生活支援

障がいの有無に関わらず、自らの決定に基づき、住み慣れた地域で日常生活及び社会生活を営むことができる体制を整備します。また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

## 第三章 計画の基本的な考え方【障がい者基本計画】

### 【基本施策】

- 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実
- 障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制や機能の充実
- 地域自立支援協議会の活性化
- 介護支援専門員や地域包括支援センター等の介護保険サービスとの連携
- 障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等の運用
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障がいのある人が安心して暮らせる住まいの確保
- 福祉関係職種だけではなく、保健・医療関係職種も含めた人材の養成・確保

### ②保健・医療

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。また、精神障がいのある人に対して必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

### 【基本施策】

- 特定健診等の受診支援体制の推進
- 健康教育や健康相談等の充実
- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業の充実
- リハビリテーションを提供する場の確保
- 自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知、利用促進

### (2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進に努めます。

## 第三章 計画の基本的な考え方【障がい者基本計画】

### ① 療育・教育

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期支援が、重要であるため、心身発達の段階や障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行います。また、できる限り身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

#### 【基本施策】

- 障がい児通所支援や障がい児相談支援等の療育支援体制の強化
- 早期治療や適切な療育を受けられるよう幼児センターや医療機関等との連携強化
- 障がいのある児童の保育に係る人材の資質向上
- 障がい特性を踏まえた教育相談や就学指導の充実
- 特別な教育支援を必要とする児童一人ひとりに応じた教育体制の充実

### ② 就労支援

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

#### 【基本施策】

- 障がい者就労・生活支援センターやハローワーク等との連携強化
- 就労移行支援や就労定着支援等の就労関連サービスの充実
- 町職員の採用における障がいのある人の積極的雇用の促進
- 事業主に対する改正障害者雇用促進法等の周知啓発
- 障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等の受注機会の確保
- 役場内や町関連のイベントにおける授産製品等の販売機会の提供と販路の拡大

## 第三章 計画の基本的な考え方【障がい者基本計画】

### ③社会参加

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

#### 【基本施策】

- 文化芸術活動やスポーツ活動等のイベント開催及び周知
- 障がいのある人の町の各種イベントへの積極的な参加の促進
- 手話通訳者をはじめとした障がいのある人を支える人材の養成・確保
- 当事者団体の活動支援

### (3) バリアフリー社会の実現

障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見等を無くし、住まいや公共施設、交通機関等におけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保等環境整備を行い、誰もが障がいの有無に関わらず安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### ①権利擁護・理解の推進

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさの解消とともに、権利を最大限に尊重すること等について、地域の相談支援体制の充実や地域づくり委員会の権利擁護の推進、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供、市町村における成年後見制度の利用促進の取り組み支援等、あらゆる機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

#### 【基本施策】

- 障がいに対する正しい知識の普及啓発
- 障害者差別解消法等の周知の徹底
- 町職員においても障害者差別解消法に基づく合理的配慮の実施
- 成年後見制度に関する周知や相談・情報提供
- 障がいのある人に対する虐待の防止及び早期発見に関する普及啓発、関係機関との連携による迅速かつ適切な保護及び自立支援

## 第Ⅲ章 計画の基本的な考え方【障がい者基本計画】

### ②生活環境

障がいの有無に関わらず、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、街なかまで安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

#### 【基本施策】

- 地域移行支援・地域生活支援の体制整備の推進
- ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設整備・改修の推進
- 段差解消等バリアフリーに配慮した道路整備・改修の推進
- 避難行動要支援者の支援体制の確立

### ③情報・コミュニケーションの充実

ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人の意思疎通手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

#### 【基本施策】

- 町広報誌やホームページ等を活用した障がい福祉関連制度の周知の徹底
- 障がい福祉関連制度のガイドブックの作成
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人に配慮した情報提供の実施
- 意思疎通支援事業の充実

## 第IV章 令和8年度における成果目標の設定

### 1. 令和8年度までの成果目標

成果目標の設定については、国の基本指針及び北海道障がい福祉計画の内容を踏まえ、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援といった課題等に対応するため、令和8年度を目標に、次に掲げる事項について成果目標を設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設を退所して地域生活移行の開始及び施設入所者の削減見込に関する目標値は次のとおりです。

項目	数値	説明
施設入所者数	19人	令和4年度末時点（基準値）
地域生活移行者数	2人	国の基本指針に定める目標値 令和4年度末施設入所者数の6%以上
	10.5%	基準値からの地域移行率
施設入所者減少見込数	2人	国の基本指針に定める目標値 令和4年度末施設入所者数から5%以上削減
	10.5%	基準値からの減少率

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、医療機関や関係機関との連携を図り、入院している精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう必要な支援体制の検討及び構築を目指します。

項目	数値	説明
保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	1か所	令和5年度末時点における保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置数

## 第IV章 令和8年度における成果目標の設定

### (3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針では、障がいのある人が高齢化、重度化した場合や、生活を支えていた親が亡くなった場合でも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会全体で支える仕組みとして「地域生活支援拠点等」を令和8年度末までに各市町村において整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置や年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としています。

現在、北後志5か町村にて広域での面的整備による1か所を確保しております。

項目	数値	説明
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和8年度末時点における地域生活支援拠点等の設置数
運用状況の検証及び検討	1回/年	体制や機能が適しているかどうかの検証及び検討の場

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることとし、就労移行支援事業及び就労継続支援事業については1.23倍から1.30倍以上とすることを基本としています。

古平町では国の基本指針に基づき、下表のとおり目標値を設定します。

#### ○一般就労への移行者数

項目	数値	説明
一般就労移行者数	1人	令和3年度中に一般就労した者の数（基準値）
令和8年度の一般就労移行者数	2人	国の基本指針に定める目標値 一般就労移行者数 令和3年度実績の1.28倍以上
	200%	基準値からの地域移行率

#### ○就労移行支援及び就労継続支援A・B型の一般就労への移行

項目	数値	説明
一般就労移行者数	1人	令和3年度中に一般就労した者の数（基準値） 就労移行支援、就労継続支援A・B型
令和8年度の一般就労移行者数	2人	国の基本指針に定める目標値 令和3年度一般就労移行者数1.28倍～1.29倍以上
	200%	基準値からの地域移行率

## 第IV章 令和8年度における成果目標の設定

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを市町村ごとに1か所、または単独が困難な場合は圏域での設置を目標とし、併せて、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本としています。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村ごと、または圏域ごとに1か所設置することを目標としています。

古平町では国の基本指針に基づき、下表のとおり目標値を設定します。

#### ○児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の設置

項目	数値	説明
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末における児童発達支援センターの設置数

#### ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値	説明
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	令和8年度末における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数

## 第IV章 令和8年度における成果目標の設定

### (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

古平町では下表のとおり目標値を設定します。なお、現在の相談支援体制として、北後志5か町村による広域の相談支援事業の実施及び基幹相談支援センターの設置（委託先：NPO法人しりべし圏域総合支援センター）並びに古平町単独の相談支援事業（委託先：社会福祉法人古平福祉会）を実施しています。

この相談支援体制により、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談支援事業所との連携強化を図るとともに、相談支援事業所に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援に取り組めます。

項目	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

## 第IV章 令和8年度における成果目標の設定

### (7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要であるため、都道府県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修や専門知識の向上のための研修等に市町村職員が参加し、理解を深めた上で、真に必要なサービス等を提供できているのか、検証を行うこととされています。

また、自立支援審査支払い等システムを活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保し、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することが基本とされています。

古平町では専門知識向上のために、北海道が実施する研修等に積極的に参加するとともに、国保連審査結果の分析、共有を行い、障がい福祉サービスの質の向上に取り組みます。

項目	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
北海道が実施する研修等への町職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### 1. 障がい福祉サービスの見込量

障がい福祉サービスの見込量の算定にあたっては、第6期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービスの種類ごとに令和8年度末までの各年度における見込量を推計することとしました。

#### (1) 訪問系サービスの見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用日数(延日数)	420	426	380	400	400	400
	利用者数(人)	17	19	19	20	20	20
重度訪問介護	利用日数(延日数)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用日数(延日数)	0	0	43	50	50	50
	利用者数(人)	0	0	1	1	1	1
行動援護	利用日数(延日数)	0	0	0	10	10	10
	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
重度障害者等包括支援	利用日数(延日数)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

各年度 利用者数は年度平均数（令和5年度については実績見込）

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用数に対しての利用時間が減少傾向にあります。障がいのある人の高齢化や重症化により、今後は利用の増加が想定されます。

サービス提供体制については、現在、古平福祉会の「いこいの家」を中心として、近隣の事業者で間に合っていますが、今後の想定される利用者増加に備えて、情報共有等、事業者との連携を密に行い、既存事業所のサービス提供体制の充実に努めます。

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (2) 日中活動系サービスの見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数(人)	63	61	60	61	62	63
	利用量(人日/月)	1296	1224	1217	1230	1250	1270
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	1	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	5	0	0	0	0	0
自立訓練 (宿泊型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	利用者数(人)	0	1	1	1	1	1
	利用量(人日/月)	0	18	20	23	23	23
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	0	0	1	1	1	1
	利用量(人日/月)	0	0	7	23	23	23
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	47	47	41	40	39	38
	利用量(人日/月)	1108	1106	959	930	900	870
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
療養介護	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
短期入所 (福祉型)	利用者数(人)	1	2	2	2	2	2
	利用量(人日/月)	8	6	9	15	15	15
短期入所 (医療型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0

※利用量(人日/月)：月当たり延利用日数

各年度 利用者数は年度平均数(令和5年度については実績見込)

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人の高齢化や重症化により、昨年度から就労継続支援B型から生活介護に移行が増加しています。事業所もそれに伴い追加で指定を受けるなど、利用者のニーズに応じたサービスを提供できる場の整備が行われてきました。今後も生活介護の利用増加が見込まれているため、相談支援事業所と連携を図りながら、地域活動支援センターの利用等も含め、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

福祉施設から一般就労への移行については、事業所や家族等からの情報の収集を行うとともに、関係機関と協議する場を設け連携を取りながら、利用者ニーズに対応できるよう努め、効果的な支援体制の整備を進めていきます。

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (3) 居住系サービスの見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
(再掲) 自立生活援助 (精神障がい者)	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数（人）	110	111	106	106	106	106
(再掲) 共同生活援助 (精神障がい者)	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	利用者数（人）	20	19	18	18	19	20

各年度 利用者数は年度平均数（令和5年度については実績見込）

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

共同生活援助は今後大幅な増加はないと見込んでいますが、施設入所者減少を成果目標に掲げているため、グループホーム移行者の多少の増加は見込みます。

施設入所支援については他サービス同様に高齢化や重症化が進んでおり、地域移行への促進は難しい課題となりますが、関係機関との情報共有を密にし、必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。

### (4) 相談支援の見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数（人）	151	151	155	155	155	155
地域移行支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
(再掲) 地域移行支援 (精神障がい者)	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
(再掲) 地域定着支援 (精神障がい者)	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

各年度 3月時点（令和5年度については実績見込）

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者のニーズに合わせたサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所と連携して相談支援の質の確保、向上に努めます。

また、新規の障がい福祉サービス利用者や地域生活への移行に関する相談にも柔軟に相談対応ができる体制づくりに努めます。

## 2. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業の見込量の算定についても、第6期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービスの種類ごとに令和8年度末までの各年度における見込量を推計することとしました。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発を行い、配慮を必要としている方に対する理解の促進を図っていきます。

### (2) 自発的活動支援事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援	実施の有無	無	無	無	有	有	有

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

現在のところ実績はありませんが、団体等による活動を把握次第、支援を検討していきます。

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (3) 相談支援事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	基幹相談支援センター設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

基幹相談支援センターを軸とし、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。また関係機関と連携を図り、障がいのある人やその家族に対して、より細かな対応ができる体制を構築します。

住居入居等支援事業については実施に向け、既存の協議会等で検討します。

### (4) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

サービス種別	単位数	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

基幹相談支援センターや相談支援事業との連携を密にして、制度の利用が必要な人の把握や支援を行います。

また、小樽市及び北後志5か町村で運営支援を行っている小樽・しりべし成年後見センターの活動を支援します。

### (5) 意思疎通支援事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業)	実利用者数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
意思疎通支援事業(手話通訳者設置事業)	実設置者数	11人	11人	10人	10人	10人	10人

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

利用者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳登録者の人数確保、技術の維持・向上に努めます。

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (6) 日常生活用具給付事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件
自立生活支援用具		2件	0件	0件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具		0件	0件	1件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具		1件	0件	0件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具		138件	144件	114件	132件	132件	132件
居宅生活動作補助用具		0件	0件	0件	1件	1件	1件

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて利用者のニーズを踏まえた対象品目等の見直しを検討します。

### (7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数	1人	0人	0人	1人	1人	1人

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

手話奉仕員養成講座は、現在、北後志5か町村で余市町社会福祉協議会へ委託して実施しています。引き続き、日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成・研修に努め、聴覚障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

### (8) 移動支援事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数	12人	13人	11人	11人	11人	11人
	延利用時間	424	618	640	600	600	600

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促すため、外出や余暇活動等の外出支援を行っています。

居宅介護（通院等介助）では対応できない部分を補っており、引き続き、利用者のニーズ等の把握や制度の周知を図りながら、利用者にとって利便性のあるサービスとなるように努めます。

通学支援については、令和5年度をもって古平福祉会の事業が終了するため、余市養護学校への通学手段として、令和6年4月よりつばめタクシーを活用した移動支援事業を予定しています。

### （9）地域活動支援センター事業

サービス種別	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	53人	60人	64人	65人	65人	65人

### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がいのある人の創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、地域交流の場として役割を果たしています。今後も、古平福祉会の地域活動支援センターを補助し、運営を支援します。

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (10) その他事業（任意事業）

サービス種別	単位	実績			計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
その他事業								
日常生活支援	日中一時支援事業	実利用者数	1人	1人	1人	3人	3人	3人
	身体障害者デイサービス事業	実利用者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	実利用者数	0人	0人	3人	3人	3人	3人

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

##### ① 日中一時支援事業

障がいのある人に活動の場を今後も提供し、家族等の一時的な休息を提供します。今後も関係機関と連携を密にし、家族等の負担軽減を図ります。

※令和6年3月末をもって児童デイ多機能型事業所ひまわりくらぶが廃止となるため、日中一時支援の利用者が増加する見込み

##### ② 身体障害者デイサービス事業

現在、古平町デイサービスセンターに委託して実施しています。今後も、利用者のニーズ等を把握し、必要なサービスの確保に努めます。

### 3. 児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の見込量

障がい児通所支援等の見込量の算定についても、第6期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービスの種類ごとに令和8年度末までの各年度における見込量を推計することとしました。

## 第V章 サービスの見込量と見込量確保の方策

### (1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援の見込量

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人）	4	5	4	3	3	4
	利用量（人日/月）	5	6	6	10	10	14
医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人）	7	3	7	0	0	0
	利用量（人日/月）	57	50	99	0	0	0
保育所等訪問支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	利用者数（人）	12	12	12	10	10	10

※利用量（人日/月）：月当たり延利用日数

各年度 利用者数は年度平均数（令和5年度については実績見込）

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

現在、利用者は、放課後等デイサービスは古平福祉会の「ひまわりくらぶ」、児童発達支援は余市町にある「北後志母子通園センター」を利用しており、必要量は確保できています。

引き続き、保健福祉課や教育委員会、幼児センターさらには相談支援事業所と連携を密にし、町内において障がいのある児童の把握に努めるほか、今後も利用者のニーズに応じたサービス量を確保できる体制の整備に努めます。

障がいのある児童の相談支援は、障がいのある児童本人だけでなく、保護者やその家族の立場に立ち、ライフステージの移行時において切れ目が出来ないように支援します。

### (1) PDCAサイクルの導入

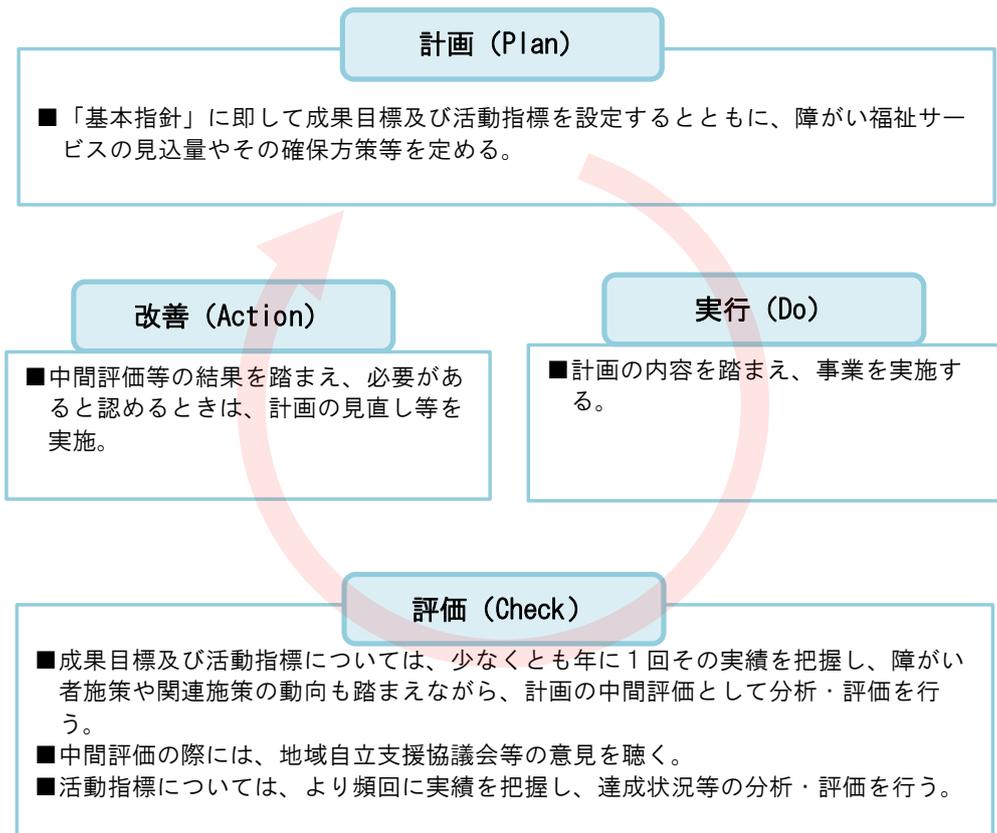
計画は障がいのある人に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくものです。

そのため、平成27年度からPDCAサイクルにのっとり、計画の進捗状況の管理と評価を行っています。

### (2) 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針では、令和8年度までの成果目標を「成果目標<sup>※1</sup>」とし、障がい福祉サービスの見込量、地域生活支援事業の見込量、

児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の見込み量を「活動指標<sup>※2</sup>」としています。その上でPDCAサイクルのプロセスは下図のとおりとします。



※1 成果目標：障がい福祉サービス等の提供体制の確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの

※2 活動指標：国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制の確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供体制等の見込みとして設定するもの

## 第七章 参考資料

### (1) 訪問系サービス提供事業所 所在地別利用者数

サービス種別	古平町	余市町	仁木町	小樽市	札幌市	道内	合計
居宅介護	17人						17人
重度訪問介護							0人
同行援護	1人						1人
行動援護							0人
重度障害者等包括支援							0人

※令和5年12月利用分

### (2) 日中活動系サービス提供事業所 所在地別利用者数

サービス種別	古平町	余市町	仁木町	小樽市	札幌市	道内	合計
生活介護	51人	3人	3人	1人	1人	1人	60人
自立訓練 (機能訓練)							0人
自立訓練 (生活訓練)							0人
宿泊型自立訓練							0人
就労移行支援		1人					1人
就労継続支援 (A型)		1人					1人
就労継続支援 (B型)	36人	1人		1人	1人	1人	40人
就労定着支援							0人
療養介護				1人			1人
短期入所	1人	1人					2人

※令和5年12月利用分

### (3) 居住系サービス提供事業所 所在地別利用者数

サービス種別	古平町	余市町	仁木町	小樽市	札幌市	道内	合計
自立生活援助							0人
共同生活援助 (グループホーム)	101人	2人		1人	2人	1人	107人
施設入所支援	9人	2人	3人	1人	1人	1人	17人

※令和5年12月利用分

(4) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援提供事業所 所在地別利用者数

サービス種別	古平町	余市町	仁木町	小樽市	札幌市	道内	合計
児童発達支援		1人					1人
医療型児童発達支援							0人
放課後等デイサービス	6人						6人
保育所等訪問支援							0人
居宅訪問型児童発達支援							0人

※令和5年12月利用分

古平町  
第4次障がい者基本計画  
第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画  
令和6年3月

発行 古平町

編集 古平町町民課社会福祉係

〒046-0192

北海道古平郡古平町大字浜町50番地

電話番号:0135-48-9838